

周易正義訓讀 — 小畜卦・履卦 —

野間 文史

凡例

一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰《周易正義》の訓読訳である。

二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。校定の根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。

◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）

◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）

◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）

三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」《廣島大學文學部紀要》第53巻特輯号1 一九九五年 後「五經正義の研究」所収）を参照されたい。

四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔一〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

☰ 乾下
☱ 巽上
小畜、亨。

〔不能畜大止健、剛志故行、是以亨。〕

〔疏〕正義曰、但小有所畜、唯畜九三而已。初九・九二猶剛健得行、是以「剛志」。上得亨通、故云「小畜亨」也。若大畜、乾在於下、艮在於上、艮是陽卦、又能止物、能止此乾之剛健、所畜者大、故稱大畜。此卦則巽在於上、乾在於下、巽是陰柔、性又和順、不能止畜、在下之乾、唯能畜止、九三所畜狹小、故名小畜。

小畜は亨る。

〔大を畜め健を止むること能はざるも、剛志なるが故に行ふ、是を以て「亨る」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、但だ小しく畜むる所有りて、唯だ九三を畜むるのみ。初九・九二は猶ほ剛健にして行ふを得、是を以て「剛志」なり。上りて亨通するを得、故に「小畜は亨る」と云ふなり。

〈大畜〉の若きは、〈乾〉下に在り、〈艮〉上に在り、〈艮〉は是れ陽卦にして、又た能く物を止め、能く此の〈乾〉の剛健を止め、畜むる所の者は大なり、故に〈大畜〉と稱す。此の卦は則ち〈巽〉

上に在り、(乾)下に在り、(巽)は是れ陰柔、性は又た和順にして、在下の(乾)を止畜する能はず、唯だ能く九三を畜止するのみにして、畜むる所は狭小なり、故に(小畜)と名づく。

密雲不雨、自我西郊。

「疏」正義曰、「密雲不雨」者、若陽之上升、陰能畜止。兩氣相薄、則爲雨也。今唯能畜止九三、其氣被畜、但爲密雲。初九・九二猶自上通、所以不能爲雨也。「自我西郊」者、所聚密雲、由在我之西郊、去我既遠、潤澤不能行也、但聚在西郊而已。

密雲あれども雨ふらず、我が西郊よりす。

「疏」正義に曰はく、「密雲あれども雨ふらず」とは、若し陽の上升するときは、陰能く畜止し、兩氣相薄れば、則ち雨と爲るなり。今は唯だ能く九三を畜止するのみにて、其の氣は畜められ、但だ密雲を爲すのみ。初九・九二は猶自上通するも、雨と爲る能はざる所以なり。

「我が西郊よりす」とは、聚まる所の密雲、我れの西郊に在るに由り、我を去ること既に遠く、潤澤をば行ふ能はず、但だ聚りて西郊に在るのみなり。

象曰、小畜、柔得位而上下應之、曰小畜。

〔謂六四也。成卦之義在此爻也。體无二陰以分其應、故「上下應之」一也。既得其位、而上下應之、三不能陵、小畜之義。〕

「疏」正義曰、「柔得位」謂六四也。以陰居陰、故稱「得位」。此卦唯一陰、「上下」諸陽皆來「應之」、故曰(小畜)。此釋(小畜)卦名也。言此卦之畜、六四唯畜其下九三、初九・九二猶不能擁畜。而云「上下應之」者、若細別而言、小畜之義、唯當畜止在下、三陽猶不能畜盡、但畜九三而已。若大判而言之、上下五陽總應六四、故云「上下應之」。其四雖應何妨。總不能畜止剛健也。

象に曰はく、小畜、柔位を得て上下之れに應ずるを、小畜と曰ふ。

〔六四を謂ふなり。卦を成すの義は此の爻に在るなり。體に二陰の以て其の應を分かつ無し、故に「上下之れに應ず」るなり。

既に其の位を得て、上下之れに應ずるも、三陵ぐ能はざるは、(小畜)の義なり〕

「疏」正義に曰はく、「柔位を得」とは六四を謂ふなり。陰を以て陰に居る、故に「位を得」と稱す。此の卦は唯だ一陰有るのみにて、「上下」の諸陽皆な來たりて「之れに應ず」、故に(小畜)と曰ふ。此れ(小畜)の卦名を釋するなり。此の卦の畜むるは、六四唯だ其の下の九三を畜むるのみにて、初九・九二は猶ほ擁畜〔さえぎりとどめる〕する能はざるを言ふ。而るに「上下之れに應ず」と云ふは、若し細別して言はば、(小畜)の義は、唯だ當に在下を畜止すべきのみ、三陽は猶ほ畜盡する能はず、但だ九三を畜むるのみ。若し大判して之れを言はば、上下の五陽は總べて六四に應ず、故に「上下之れに應ず」と云ふ。其の四應ずと雖も何ぞ妨げん。總べて剛健を畜止する能はざるなり。

健而巽、剛中而志行、乃「亨」。「密雲不雨」、尚往也。「自我西郊」、施未行也。

〔小畜之勢、足作「密雲」、乃「自我西郊」、未足以爲雨也。何由知未能爲雨。夫能爲雨者、陽上薄陰、陰能固之、然後蒸而爲雨。今不能制初九之復道、固九二之牽復、九三更以不能復爲劣也、下方尚往、施豈得行。故「密雲」而不能爲雨、「尚往」故也。何以明之。夫陰能固之、然後乃雨乎。上九獨能固九三之路、故九三不可以進、而輿說輻也。能固其路而安於上、故得既雨既處。若四・五皆能若上九之善畜、則能雨明矣。故舉一卦而論之、能爲小畜、密雲而已。陰苟不足以固陽、則雖復至盛、「密雲」「自我西郊」、故不能雨也。雨之未下、即施之未行也。彖全論一卦之體、故曰「密雲不雨」。象各言一爻之德、故曰「既雨既處」也。〕

〔疏〕「健而巽」至「施未行也」。

○正義曰、「健而巽、剛中而志行、乃亨」者、内既剛健、而外逢柔順、剛發於内、不被擁抑、而志意得行、以此言之、故剛健之志、乃得亨通。此釋「亨」也。「密雲不雨、尚往」者、所以「密雲不雨」者、不能畜止諸陽、初九・九二猶得上進、陰陽氣通、所以不雨、釋「密雲不雨」也。「自我西郊、施未行」者、釋「自我西郊」之義。所以「密雲不雨」。從我西郊而積聚者、猶所施潤澤、未得流行周徧、故不覆國都、但遠聚西郊也。然雲在國都而不雨、亦是施未行也、必云「在西郊」者、若在國都、雨雖未落、猶有覆蔭之施、不得云「施未行」、今言「在西郊」、去施遠也。

○注「小畜之勢」至「既雨既處也」。

○正義曰、「九三更以不能復爲劣」者、初九既得復道、九二可牽以獲

復、皆得剛健上通、則是陰不能固陽、而九三劣弱、又不能自復、則是陽不薄陰、是以皆不雨也。且〈小畜〉之義、貴於上往、而九三不能自復、更爲劣弱、故言「九三更不能復爲劣」也。「能固其路、而安於上」者、謂上九能閉固九三之道路、不被九三所陵、得安於上、所以「既雨既處」也。故舉一卦而論之。「能爲小畜、密雲而已」者、此明卦之與爻其義別也。但卦總二象、明上體不能閉固、下體所以密雲不能爲雨、爻則止明一爻之事。上九能固九三、所以上九而有雨也。所以卦與爻其義異也。諸卦多然。若比卦云「比吉」、上六則云「比之无首凶也」、復卦云「復亨」、上六云「迷復凶也」。此皆卦之與爻義相違反、它皆倣此。

〔去陰能固之〕

〔補〕案「去」當作「夫」。形近之譌。◎足利八行本は「夫」字に作つて誤らず。

〔彖至論一卦之體〕

〔阮校〕闕本同。岳本・監本・毛本「至」作「全」。◎足利八行本も「全」字に作る。これに従う。

〔剛發於内〕 ◎阮刻本「内」字を「外」字に誤刻する。

〔不被擁抑〕 ◎阮刻本「擁」字を「摧」字に誤刻する。「摧」字も通ず。

〔貴於上往〕 ◎阮刻本「上」字を「正」字に誤刻する。廣大本「止」字。

健にして巽、剛中にして志行はれ、乃ち「亨る」。「密雲あれども雨ふらざる」は、尚ほ往くなり。「我が西郊よりす」るは、施未だ行はれざるなり。

〔小畜〕の勢、「密雲」を作すに足るも、乃て「我が西郊よりす」し、未だ以て雨を爲すに足らざるなり。何に由りて未だ雨を爲す能はざるを知る。夫れ能く雨を爲す者は、陽上に陰に薄り、

陰能く之れを固くし、然る後に蒸して雨と爲る。今初九の「復道」を制する能はず、九二の「牽復」を固くし、九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲し、下方「尚ほ往け」ば、施豈に行はるるを得んや。故に「密雲」すれども雨を爲すは能ず、

「尚ほ往く」が故なり。何を以て之れを明らかにする。夫れ陰能く之れを固くし、然る後に乃ち雨ふらんか。上九獨り能く九三の路を固くす、故に九三は以て進むべからずして、輿輻を説

〔脱〕くなり。能く其の路を固くして上に安んず、故に「既に雨ふり既に處る」を得。若し四・五皆な能く上九の善く畜むれば、則ち能く雨ふること明らかなり。故に一卦を擧げて之れを論ずれば、能く（小畜）を爲して、密雲あるのみ。陰苟くも以て陽を固くするに足らずんば、則ち盛に至ると雖復も、「密雲」

「我が西郊よりし」、故に雨ふる能はざるなり。雨の未だ下らざるは、即ち施の未だ行はれざるなり。《象》は全て一卦の體を論ず、故に「密雲あれども雨ふらず」と曰ふ。《象》は各一爻の

徳を言ふ、故に「既に雨ふり既に處る」と曰ふなり。〔疏〕「健而巽」より「施未行也」に至るまで。

○正義に曰はく、「健にして巽、剛中にして志行はれ、乃ち亨」とは、内既に剛健なれども、而も外柔順に逢ひ、剛内に發して、擁抑（さえぎりおさえる）を被らずして、志意行はるるを得。此を以て之れを言ふ、故に剛健の志にして、乃て亨通するを得。此れ「亨」を釋するなり。

「密雲あれども雨ふらざるは、尚ほ往くなり」とは、「密雲あれども雨ふらざる」所以は、諸陽を畜止する能はず、初九・九二は猶ほ

上進するを得、陰陽の氣通じ、雨ふらざる所以にして、「密雲あれども雨ふらず」を釋するなり。

「我が西郊よりするは、施未だ行はれず」とは、「我が西郊よりするの義を釋す。「密雲あれども雨ふらず」、「我が西郊よりして」積聚する所以は、猶ほ施す所の潤澤、未だ流行して周偏なるを得ず、故に國都を覆はず、但だ遠く西郊に聚るのみなればなり。然れども雲

國都に在りて雨ふらざるは、亦た是れ施未だ行はれざるに、必ず「西郊に在り」と云ふは、若し國都に在れば、雨未だ落ちずと雖も、猶ほ覆蔭の施有りて、「施未だ行はれず」と云ふを得ず、今「西郊に在り」と言ふは、施を去ること遠ければなり。

○注の「小畜之勢」より「既雨既處也」に至るまで。

○正義に曰はく、「九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲す」とは、初九既に道に復するを得、九二牽きて以て復するを獲べく、皆な剛健上通する得たれば、則ち是れ陰陽を固くする能はず、而して九三は劣弱にして、又た自らは復する能はざれば、則ち是れ陽陰に薄らず、是を以て皆な雨ふらざるなり。且つ（小畜）の義は、上に往くを貴ぶに、而も九三自らは復する能はず、更に劣弱を爲す、

故に「九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲す」と言ふなり。

「能く其の路を固くして上に安んず」とは、上九能く九三の道路を閉固して、九三の陵す所を被らず、上に安んずるを得、「既に雨

ふり既に處る」所以を謂ふ。故に一卦を擧げて之れを論ず。

「能く小畜を爲して、密雲あるのみ」とは、此れ卦と爻と、其の義

は別なるを明らかにするなり。但だ卦は二象を總べ、上體の閉固する能はず、下體の密雲あれども雨を爲す能はざる所以を明らかにし、

爻は則ち止だ一文の事を明らかにするのみ。上九能く九三を固くするは、上九にして雨有る所以なり。卦と爻と、其の義異なる所以なり。諸卦多く然り。〈比〉卦に「比は吉」と云ひ、上六には則ち「これに比する、首無し、凶」と云ひ、〈復〉卦に「復は亨」と云ひ、上六に「復るに迷ふ、凶」と云ふが若し。此れ皆な卦と爻と、義相違反するなり。它は皆な此に倣ふ。

象曰、風行天上、小畜。君子以懿文德。

〔未能行其施者、故可以懿文德而已。〕

〔疏〕正義曰、「君子以懿文德」者、「懿」美也。以於其時施未得行、喻君子之人但修美文德、待時而發。風爲號令。若風行天下、則施附於物、不得云「施未行」也。今風在天上、去物既遠、無所施及、故曰「風行天上」。凡大象、君子所取之義、或取二卦之象而法之者、若「地中有水師、君子以容民畜衆」。取卦象包容之義、若履卦象云「上天下澤履。君子以辯上下」。取上下尊卑之義。如此之類、皆取二象、君子法以爲行也。或直取卦名、因其卦義所有、君子法之、須合卦義行事者、若訟卦云「君子以作事謀始」。防其所訟之源、不取天與水違行之象。若小畜「君子以懿文德」、不取風行天上之象。餘皆倣此。

象に曰はく、風 天上に行くは、小畜なり。君子 以て文徳を懿くす。

〔未だ其の施を行ふ能はざる者なり、故に以て文徳を懿くするのみ。〕

〔疏〕正義に曰はく、「君子 以て文徳を懿くす」とは、「懿」は美

なり。其の時に於いて施未だ行ふを得ざるを以て、君子の人但だ文徳を修美するのみにて、時を待ちて發するに喩ふ。風は號令爲り。若し風の天下を行るときは、則ち物に施附すれば、「施未だ行ふを得ず」と云ふを得ざればなり。今風は天上に在り、物を去ること既に遠く、施及する所無し、故に「風 天上に行く」と曰ふ。

凡そ（大象）、君子 取る所の義、或いは二卦の象を取りて之れに法る者は、「地中に水有るは師なり。君子 以て民を容れ衆を畜ふ」の若きは、卦象の包容の義を取る。〈履〉卦の象に「上に天あり下に澤あるは履なり。君子 以て上下を辯かつ」と云ふが若きは、上下尊卑の義を取る。此の如きの類は、皆な二象を取り、君子 法りて以て行を爲すなり。或いは直だ卦名を取るのみにて、其の卦の義の有する所に因り、君子 之れに法り、須らく卦の義を合せて事を行ふべき者は、〈訟〉卦に「君子 以て事を作すには始を謀る」と云ふが若く、其の訟ふる所の源を防ぎ、「天と水と違ひ行く」の象を取らず。〈小畜〉の「君子 以て文徳を懿くす」の若きは、「風 天上に行く」の象を取らず。餘は皆な此に倣ふ。

初九、復自道。何其咎。吉。

〔處乾之始、以升巽初、四爲己應、不距己者也。以陽升陰、復自其道、順而无違、何所犯咎。得義之吉。〕

〔疏〕正義曰、處乾之始、以升巽初、四爲己應、以陽升陰、反復於上、自用己道、四則順而无違於己无咎、故云「復自道、何其咎、吉」。

〔得義之吉〕 〔阮校〕 岳本・閩・監・毛本同。古本作「得其義之吉者也」、一

本無「其」字。足利本作「得其義之吉」。◎足利八行本は「得義之吉」。

初九、復ること道よりす、何ぞ其れ咎あらん。吉なり。

〔乾〕の始に處り、以て〔巽〕の初に升り、四己が應と爲り、己れを距てざる者なり。陽を以て陰に升り、復るに其の道よりし、順にして違ふ無く、何ぞ犯咎する所あらんや。義の吉を得るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、〔乾〕の始に處り、以て〔巽〕の初に升り、四己が應と爲り、陽を以て陰に升り、上に反復し、自ら己が道を用ふれば、四は則ち順ひて己れに違ふ無く咎無し、故に「復ること道よりす、何ぞ其れ咎あらん」と云ふなり。

象曰、「復自道」、其義吉也。

〔疏〕正義曰、「其義吉」者、以陽升陰、以剛應柔、其義於理吉也。

象曰、「復ること道よりす」るは、其の義吉なればなり。

〔疏〕正義に曰はく、「其の義吉」とは、陽を以て陰に升り、剛を以て柔に應ず、其の義は理に於いて吉なり。

九二、牽復、吉。

〔處乾之中、以升巽五、五非畜極、非固己者也。雖不能若陰之不違、可牽以獲復、是以吉也。〕

〔疏〕正義曰、「牽復、吉」者、「牽」謂牽連、「復」謂反復。二欲往五、五非止畜之極、不閉固於己、可自牽連反復於上而得吉也。

九二、牽きて復る、吉なり。

〔乾〕の中に處り、以て〔巽〕の五に升るも、五は畜の極に非ず、己れを固くする者に非ざるなり。陰の違はざるが若くする能はずと雖も、牽きて以て復るを獲べし、是を以て吉なり。〕

〔疏〕正義曰、「牽きて復る、吉なり」とは、「牽」は牽連〔ひきつらねる〕を謂ひ、「復」は反復を謂ふ。二五に往かんと欲し、五は止畜の極に非ず、己れを閉固せず、自ら上に牽連・反復して、「吉」を得べきなり。

象曰、牽復在中、亦不自失也。

〔疏〕正義曰、既彊牽連而復、在下卦之中、以其得中、不被閉固、亦於己不自有失、解「牽復吉」也。

象に曰はく、「牽きて復り」中に在り、亦た自らは失はざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、既に彊ひて牽連して復り、下卦の中に在り。其の中を得るを以て、閉固を被らず、亦た己れに於いて自らは失ふこと有らざるは、「牽きて復る、吉」を解するなり。

九三、輿説輻、夫妻反目。

〔上爲畜盛、不可牽征、以斯而進、故必說輻也。己爲陽極、上爲陰長、畜於陰長、不能自復、方之夫妻、反目之義也。〕

〔疏〕正義曰、九三欲復而進、上九固而止之、不可以行、故車輿說其輻。〔夫妻反目〕者、上九體巽、爲長女之陰、今九三之陽被長女閉固、不能自復、夫妻乖戾、故反目相視。

〔不可牽征〕 阮校 岳本・閩・監・毛本同。古本「可」下有「以」字。足利本有「不」字。◎疏文に合わせて「以」字を補う。

九三、輿輻を説〔脱〕き、夫妻目を反む。

〔上りて畜盛を爲し、以て牽征すべからず、斯れを以て進む、故に必ず輻を説くなり。己れ陽の極と爲り、上りて陰の長と爲り、陰長に畜められ、自らは復る能はず、之れを夫妻反目の義に方ぶるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、九三復らんと欲して進み、上九固くして之れを止め、以て行くべからず、故に車輿其の輻を説く。

〔夫妻目を反む〕とは、上九〔巽〕を體とし、長女の陰と爲り、今九三の陽長女の閉固を被り、自らは復る能はず、夫妻乖戾す、故に「目を反め」て相視るなり。

象曰、夫妻反目、不能正室也。

〔疏〕正義曰、「不能正室」者、釋「夫妻反目」之義。以九三之夫不能正上九之室、故「反目」也。此假象以喻人事也。

象に曰はく、「夫妻目を反む」るは、室を正す能はざればなり。

〔疏〕正義に曰はく、「室を正す能はず」とは、「夫妻目を反む」の義を釋す。九三の夫上九の室を正す能はざるを以て、故に「目を反む」るなり。此れ象を假りて以て人事に喩ふるなり。

六四、有孚、血去惕出、无咎。

〔夫言「血」者、陽犯陰也。四乗於三、近不相得、三務於進、而已隔之、將懼侵克者也。上亦惡三、而能制焉、志與上合、共同斯誠。三雖逼己、而不能犯、故得血去懼除、保无咎也。〕

〔疏〕六四至无咎。

○正義曰、六四居九三之上、乘陵於三、三既務進、而已固之、懼三害己、故有「血」也。畏三侵陵、故惕懼也。但上九亦憎惡九三、六四與上九同志、共惡於三、三不能害己、故得其血去除、其惕出散、信能血去懼除、乃得「无咎」。

○注夫言血者至无咎也

○正義曰、「夫言血者、陽犯陰也」者、謂此卦言血陽犯陰也。「夫」者發語之端、非是總凡之辭。故需六四云「需於血」、注云「凡稱血者、陰陽相傷也」、則稱「血」者、非唯陽犯陰也。

〔三不害己〕 阮校 「己」閩・監・毛本同。錢本・宋本作「三不能害己」

是也。◎足利八行本には「能」字有り。これが正しい。

六四、孚有り、血は去りて惕れ出づ。答無し。

〔夫れ「血」と言ふは、陽陰を犯すなり。四三に乘じ、近くし

て相得ず、三進むに務め、而して己れ之れを隔て、將に侵克を懼れんとする者なり。上も亦た三を惡みて、能く焉を制し、志上と合し、共に斯の誠を同じくす。三己れに逼ると雖も、而も犯す能はず、故に血は去りて惕れ出づるを得、咎无きを保つなり。」

「疏」[六四]より「无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、六四九三の上に居り、三に乘陵し、三既に進むに務めて、己れ之れを固くし、三の己れを害するを懼る、故に「血」有るなり。三の侵陵するを畏る、故に惕懼するなり。但だ上九も亦た九三を憎惡し、六四と上九と志を同じくし、共に三を惡み、三己れを害せず、故に其の血去除し、其の惕れ出散するを得、信に能く「血は去りて惕れ出づ」れば、乃ち「咎无き」を得るなり。

○注の「夫言血者」より「无咎也」に至るまで。

○正義に曰はく、「夫れ血と言ふは、陽陰を犯すなり」とは、此の卦に「血」を言ふは陽陰を犯すを謂ふなり。「夫」とは發語の端、是れ總凡の辭に非ず。故に需の六四に「血に需つ」と云ひ、注に「凡そ血と稱するは、陰陽相傷ふ者なり」と云へば、則ち「血」と稱するは、唯に陽の陰を犯すのみに非ざるなり。

象曰、有孚、惕出、上合志也。

「疏」正義曰、「有孚、惕出、上合志也」、釋「惕出」之意。所以「惕出」者、由己與上九同合其志、共惡於三也。

象に曰はく、「孚有り」、「惕れ出づ」るは、上志を合するなり。「疏」正義に曰はく、「孚有り、惕れ出づるは、上志を合するなり」とは、「惕れ出づ」の意を釋す。「惕れ出づ」る所以は、己れと上九と同じく其の志を合するに由り、共に三を惡めばなり。

九五、有孚攣如、富以其鄰。

〔處得尊位、不疑於二、來而不距、二牽己攣、不爲專固、有孚攣如之謂也。以陽居陽、處實者也。居盛處實、而不專固、富以其鄰者也。〕

○正義曰、「有孚攣如」者、五居尊位、不疑於二、來而不距、二既牽挽而來、己又攣而迎接、志意合同、不有專固相逼、是有信而相牽攣也。「如」語辭、非義類。「富以其鄰」者、五是陽爻、即必實富貴、心不專固、故能用富、以與其鄰。「鄰」謂二也。

〔即必實富貴〕 ◎阮刻本・足利八行本は「即必實富」に作るが、廣大本の「即必實富貴」に従う。

九五、孚有攣如たり。富其の鄰と以にす。

〔處ること尊位を得、二に疑はれず、來たれども距まず、二牽き己れ攣き、專固（かたくな）を爲さざるは、「孚有り攣如たる」を之れ謂ふなり。陽を以て陽に居るは、實に處る者なり。盛に居り實に處りて、而も專固せず、富其の鄰と以にする者なり。〕

○正義に曰はく、「孚有り攣如たり」とは、五尊位に居り、二に疑はれず、來たれども距まず、二既に牽挽（けんはん）〔ひく〕して來たり、己れ

又た攀攀〔ひく〕して迎接し、志意合同し、專固して相逼るを有せず、是れ信有りて相牽攀〔ひく〕するなり。「如」は語辭、義類に非ず。「富其の鄰と以にす」とは、五は是れ陽爻、即ち必ず實に富貴なるも、心專固せず、故に能く富を用ひて、以て其の鄰に與にす。「鄰」は二を謂ふなり。

象曰、有孚攀如、不獨富也。

〔疏〕正義曰、「不獨富也」者、釋「攀如」之義。所以攀攀於二者、以其不獨自專固於富、欲分與二也。

象に曰はく、「孚有り攀如たり」とは、獨りは富まざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「獨りは富まざるなり」とは、「攀如」の義を釋す。二に攀攀する所以は、其の獨り自らは富を專固せず、二に分け與へんと欲するを以てなり。

上九、既雨既處。尚德積載。婦貞厲。月幾望。君子征凶。

〔處小畜之極、能畜者也。陽不獲亨、故「既雨」也。剛不能侵、故「既處」也。體巽處上、剛不敢犯、「尚德」者也。爲陰之長、能畜剛健、德積載者也。婦制其夫、臣制其君、雖貞近危、故曰「婦貞厲」也。陰之盈盛、莫盛於此、故曰「月幾望」也。滿而又進、必失其道、陰疑於陽、必見戰伐。雖復君子、以征必凶、故曰君子征凶。〕

〔疏〕上九既雨既處至君子征凶

○正義曰、「既雨既處」者、九三欲進、己能固之、陰陽不通、故己得其雨也。「既處」者、三不能侵、不憂危害、故己得其處也。「尚德載」者、體巽處上、剛不敢犯、爲陰之長、能畜止剛健、慕尚此德之積聚而運載也。故云「尚德載」也。言慕尚此道德之積載也。「婦貞厲」者、上九制九三、是婦制其夫、臣制其君、雖復貞正而近危厲也。「月幾望」者、婦人之制夫、猶如月在望時盛極以敵日也。「幾」辭也。己從上釋、故於此不復言也。「君子征凶」者、陰疑於陽、必見戰伐、雖復君子之行、而亦「凶」也。

○注「處小畜之極」至「君子征凶」。

○正義曰、「處小畜之極能畜者也」者、己處小畜盛極、是閉畜者也。

「陽不獲亨、故既雨也」者、陽若亨通、則不雨也。所以卦辭云「小畜、亨、密雲不雨」。今九三之陽被上九所固、不獲亨通、故「既雨」也。

〔尚德載〕 阮校 石經・岳本・閩・監・毛本同。古本「載」上有「積」字。

按此蓋因下文相涉而衍。○廣大本の疏文引には「積」字が有る。これに従う。

〔能畜正剛健〕 阮校 閩・監・毛本「正」作「止」是也。監本「健」作「食」

誤。○足利八行本も「止」に作る。

〔能畜者也又〕 阮校 閩・監・毛本同。宋本又作「者」是也。○單疏本・

廣大本・足利八行本も「者」字に作る。

〔所以卦辭云〕 阮校 刻本「蘇」字を「係」字に誤刻する。

上九、既に雨ふり既に處る。徳を尚びて積載す。婦貞なれども厲

し。月望に幾し。君子征けば凶なり。

〔小畜〕の極に處りて、能く畜むる者なり。陽亨るを獲ず、故に「既に雨ふる」なり。剛侵す能はず、故に「既に處る」なり。

〔巽〕を體して上に處り、剛敢へて犯さざるは、「徳を尚ぶ」者なり。陰の長と爲りて、能く剛健を畜め、徳の積載する者なり。婦其の夫を制し、臣其の君を制するは、貞と雖も危に近し、故に「婦貞なれども厲し」と曰ふなり。陰の盈盛なること、此より盛んなるは莫し、故に「月望に幾し」と曰ふなり。満ちて又た進むも、必ず其の道を失ひ、陰陽に疑はれ、必ず戰伐せらる。君子と雖復も、以て征けば必ず凶なり、故に「君子征けば凶」と曰ふなり。

〔疏〕「上九既雨既處」より「君子征凶」に至るまで。

○正義曰、「既に雨ふり既に處る」とは、九三進まんと欲して、己れ能く之れを固くし、陰陽通ぜず、故に己れ其の雨を得るなり。「既に處る」とは、三侵す能はず、危害を憂へず、故に己れ其の處を得るなり。

「徳を尚び積載す」とは、〔巽〕を體して上に處り、剛敢へて犯さず、陰の長と爲り、能く剛健を畜止し、此の徳の積聚して運載するを慕尚するなり。故に「徳を尚びて積載す」と云ふなり。言ふところは此の道徳の積載するを慕尚するなり。

「婦貞なれども厲し」とは、上九九三を制するは、是れ婦其の夫を制し、臣其の君を制するにて、貞正なりと雖復も危厲に近きなり。

「月望に幾し」とは、婦人の夫を制すること、猶ほ月望時に在

りて盛極にして以て日に敵するが如きなり。「幾」は辭なり。己れ上より釋す、故に此に於いて復や言はざるなり。

「君子征けば凶」とは、陰陽に疑はれ、必ず戰伐せられ、君子の行くと雖復も、而も亦た「凶」なり。

○注の「處小畜之極」より「君子征凶」に至るまで。

○正義曰、「小畜の極に處りて、能く畜むる者なり」とは、己れ〔小畜〕の盛極に處るは、是れ閉畜する者なり。「陽亨るを獲ず、故に既に雨ふるなり」とは、陽若し亨通すれば、則ち雨ふらざるなり。卦の繇辭に「小畜は亨る。密雲あれども雨ふらず」と云ふ所以なり。今九三の陽上九の固くする所となり、亨通するを獲ず、故に「既に雨ふる」なり。

象曰、既雨既處、徳積載也。君子征凶、有所疑也。

〔夫處下可以征而无咎者、唯泰也。然則坤本體下、又順而弱、不能敵剛、故可以全其類、征而吉也。自此以往、則其進各有難矣。〕

夫巽雖不能若艮之善畜、猶不肯爲坤之順從也、故可得少進、不可得盡陵也。是以初九・九二其復則可、至於九三、則輿說輻也。

夫大畜者、畜之極也。畜而不已、畜極則通。是以其畜之盛、在於四五、至于上九、道乃大行。小畜積極而後乃能畜、是以四五可以進、而上九說征之輻。〕

〔疏〕「象曰既雨既處」至「有所疑也」。

○正義曰、「既雨既處、徳積載」者、釋「既雨既處」之義。言所以得「既雨既處」者、以上九道徳積聚、可以運載使人慕尚、故云「既雨既處」也。「君子征凶、有所疑」者、釋「君子征凶」之義。言所以「征

凶」者、陰氣盛滿、被陽有所疑忌、必見戰伐、故「征凶」也。

○注夫處下至說征之輻。

○正義曰、「夫巽雖不能若艮之善畜」者、謂雖不能如大畜艮卦在上善畜下之乾也、巽雖不能如艮之善畜故其畜小也。「猶不肯爲坤之順從」者、謂猶不肯如泰卦坤在於上順從乾也。「故可得少進」者、謂初九・九二得前進也。「不可得盡陵」者、九三欲陵上九、被上九所固、是不可得盡陵也。「畜而不已、畜極則通、是以其畜之盛在於四・五、至於上九、道乃大行」者、此論大畜義也。大畜畜而不已、謂之大畜。四爻五爻是畜之盛極、而不休已、畜極則通、四・五畜道既極、至於上九、无所可畜、故上九道乃大行、无所畜也。「小畜積極、而後乃能畜」者、小畜之道既微積、其終極至於上九、乃能畜也。謂畜九三也。「是以四五可以進」者、四雖畜初、五雖畜二、畜道既弱、故九二可以進也。

「上九說征之輻」者、上九畜之積極、故能說此九三征行之輻。案九三但有「說輻」无「征」之文、而王氏言「上九說征之輻」者、輿之有輻可以征行、九三爻有征義、今輿輻既說、則是說征之輻、因上九「征凶」之文。「征」則行也。文雖不言、於義必有。言「輻」者、鄭注云「謂輿下縛木、與軸相連、鈎心之木是也」。子夏傳云「輻車劇也」。

「惟泰也則然」 [阮校] 岳本・閩・監・毛本作「然則」、讀即以

「也」字絕句。古本・足利本作「然則」采釋文。◎足利八行本も「然則」に作るが、「然則」が正しい。

「不可得盡陵也」 ◎廣大本・嘉業堂本には「得」字が有る。これに従う。

「无可所畜」 [阮校] 宋本同。閩・監・毛本作「无所可畜」。◎「无可所畜」

が正しいか。

象に曰はく、「既に雨ふり既に處る」とは、徳をば積載するなり。「君子征けば凶なり」とは、疑ふ所有ればなり。

「夫れ下に處り以て征して咎无かるべき者は、唯だ（泰）のみなり。然らば則ち（坤）は本と下を體し、又た順にして弱く、剛に敵する能はず、故に以て其の類を全うし、征して吉なるべし。此より以往は、則ち其の進むこと各々難有り。夫れ（巽）は（艮）の善く畜むるが若くする能はずと雖も、猶ほ肯へて（坤）の順從と爲らず、故に少しく進むを得べく、盡くは陵ぐを得べからず。是を以て初九・九二、其の復するは則ち可なるも、九三に至りては、則ち「輿輻を説く」なり。夫れ（大畜）は、畜の極なり。畜めて已まず、畜むること極まれば則ち通ず。是を以て其の畜むることの盛んなるは、四・五に在り、上九に至りて、道乃て大に行はる。（小畜）積むこと極まりて後に乃て能く畜む。是を以て四・五以て進むべくして、上九征の輻を説くなり。」

「疏」「象曰既雨既處」より「有所疑也」に至るまで。

○正義曰、「既に雨ふり既に處るは、徳をば積載す」とは、「既に雨ふり既に處る」の義を釋す。言ふところは「既に雨ふり既に處る」を得る所以は、上九の道德積聚し、以て運載して人をして慕尚すべきを以て、故に「既に雨ふり既に處る」と云ふ。「君子征けば凶なり」とは、疑ふ所有ればなり」とは、「君子征けば凶」の義を釋す。言ふところは「征けば凶」なる所以は、陰氣盛滿にして、陽の疑忌する所有るを被り、必ず戰伐せらる、故に「征けば凶」なり。

○注の「夫處下」より「說征之輻」に至るまで。

○正義曰、「夫れ巽は良の善く畜むるが若くする能はずと雖も」とは、〈大畜〉の〈良〉卦の上に在りて善く下の〈乾〉を畜むるが如くする能はずと雖も、〈良〉の善く畜むるが故に其の畜むること小の如くする能はずと雖も、を謂ふ。

「猶ほ肯へて坤の順従と爲らず」とは、猶ほ肯へて〈泰〉卦の〈坤〉の上に在りて〈乾〉に順従するが如きを謂ふ。「故に少しく進むを得べし」とは、初九・九二の前進するを得るを謂ふなり。

「盡くは陵ぐを得べからず」とは、九三・上九を陵がんと欲し、上九の固くする所を被るは、是れ盡くは陵ぐを得べからざるなり。

「畜めて已まず、畜むること極まれば則ち通ず。是を以て其の畜むことの盛んなるは、四・五に在り、上九に至りて、道乃て大に行はる」とは、此れ〈大畜〉の義を論ずるなり。〈大畜〉は畜めて已まず、之れを〈大畜〉と謂ふ。四爻・五爻は是れ畜の盛極にして、休み已めず。畜むること極まれば則ち通ず。四・五の畜道 既に極まり、上九に至りて、畜むべき所無し、故に上九の道 乃て大に行はれ、畜むる所无きなり。

「小畜 積むこと極まりて後に乃て能く畜む」とは、小畜の道既に微く積みて、其の終極、上九に至りて、乃て能く畜むるなり。九三を畜むるを謂ふなり。

「是を以て四・五 以て進むべし」とは、四 初を畜むと雖も、五二を畜むと雖も、畜道は既に弱し、故に九二は以て進むべし。

「上九 征の輻を説くなり」とは、上九は畜の積むこと極まる、故に能く此の九三「征行」の輻を説くなり。

案ずるに九三には但だ「説輻」有るのみにて「征」の文无きも、

而も王氏「上九 征の輻を説く」と言ふは、輿に之れ輻有りて以て征行すべく、九三の爻に「征」の義有り。今「輿輻」既に説くは、則ち是れ征の輻を説くなり。上九の「征凶」の文、「征」は則ち「行」なるに因り、文に言はずと雖も、義に於いて必ず有り。「輻」と言ふは、鄭注に「輿の下の木を縛り、軸と相連ぬるを謂ふ。鈎心の木なり」と云ふは是れなり。子夏傳に「輻は車劇なり」と云ふ。

兌下
履虎尾、不咥人、亨。

「疏」正義曰、履卦之義、以六三爲主。六三以陰柔履踐九二之剛、履危者也。猶如履虎尾、爲危之甚。「不咥人、亨」者、以六三在兌體、兌爲和説、而應乾剛、雖履其危、而不見害、故得亨通。猶若履虎尾不見咥嚙于人。此假物之象以喻人事。

虎の尾を履むも、人を咥まず、亨る。

「疏」正義に曰はく、〈履〉卦の義は、六三を以て主と爲す。六三陰柔を以て九二の剛を履踐するは、危きを履む者なり。猶ほ虎の尾を履むが如く、危爲ることの甚しきなり。「人を咥まず、亨る」とは、六三〈兌〉の體に在り、〈兌〉は和説爲りて、〈乾〉の剛に應ずるを以て、其の危きを履むと雖も、而も害はれず、故に亨通するを得。猶ほ虎の尾を履むも人に于いて咥嚙〔かむ〕せられざるが若し。此れ物の象を假りて以て人事に喩ふるなり。

象曰、履、柔履剛也。説而應乎乾、是以「履虎尾、不咥人、亨」。

〔凡「象」者、言乎一卦之所以爲主也。成卦之體、在六三也。「履虎尾」者、言其危也。三爲履主、以柔履剛、履危者也。「履虎尾」、而不見咥者、以其説而應乎乾也。乾、剛正之德者也。不以説行夫佞邪、而以説應乎乾、宜其「履虎尾」、不見咥而亨。〕

〔疏〕「象曰履柔履剛也」至「不咥人亨」。

○正義曰、「履、柔履剛」者、言履卦之義、是柔之履剛。六三陰爻、在九二陽爻之上、故云「柔履剛」也。「履」謂履踐也。此釋履卦之義。

「説而應乎乾、是以履虎尾、不咥人、亨」者、釋「不咥人、亨」之義。六三在兌體、兌爲和説、應於上九。上九在乾體、兌自和説、應乎乾剛。以説應剛、無所見害。是以履踐虎尾、不咥害於人、而得亨通也。若以和説之行、而應於陰柔、則是邪佞之道。由以説應於剛、故得吉也。

〔有不見咥者〕 阮校 闕・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「有」作

「而」。◎足利八行本も「而」字に作る。これが正しい。

〔无得吉也〕 阮校 「補」案「无」當「故」字之譌。◎單疏本・廣大本「故」字に作る。阮校盧宣旬の校勘は正しい。

象に曰はく、履は、柔剛を履むなり。説びて〔乾〕に應ず、是以て「虎の尾を履むも、人を咥まず、亨る」。

〔凡そ〔象〕は、一卦の主爲る所以を言ふ。卦を成すの體は六三に在るなり。「虎の尾を履む」とは、其の危きを言ふなり。三は〔履〕の主爲りて、柔を以て剛を履むは、危きを履む者なり。「虎の尾を履む」て、而も咥まれざるは、其の説びて〔乾〕に

應ずるを以てなり。〔乾〕は剛正の徳ある者なり。以て夫の佞邪を行ふを説ばずして、以て説びて〔乾〕に應ずるは、宜しく其れ「虎の尾を履む」も、咥まれずして亨るべし。〕

〔疏〕「象曰履柔履剛也」より「不咥人亨」に至るまで。

○正義に曰はく、「履は、柔剛を履む」とは、〔履〕卦の義は是れ柔の剛を履むを言ふ。六三の陰爻、九二の陽爻の上に在り、故に「柔剛を履む」と云ふなり。「履」は履踐するを謂ふ。此れ〔履〕卦の義を釋す。

「説びて〔乾〕に應ず、是を以て虎の尾を履むも、人を咥まず、亨る」とは、「人を咥まず、亨る」の義を釋す。六三〔兌〕の體に在り、〔兌〕は和説爲りて、上九に應ず。上九〔乾〕の體に在りて、〔兌〕は自ら和説し、〔乾〕の剛に應ず。説を以て剛に應じ、害はるる所無し。是を以て虎の尾を履踐するも、人を咥み害はずして、亨通するを得るなり。若し和説の行を以て、陰柔に應ずれば、則ち是れ邪佞の道なり。説を以て剛に應ずるに由る、故に「吉」を得るなり。

剛中正、履帝位、而不疚、光明也。

〔言五之徳。〕

〔疏〕正義曰、「剛中正、履帝位」者、謂九五也。以剛處中、得其正位、居五之尊、是「剛中正、履帝位」也。「而不疚、光明」者、能以剛中而居帝位、不有疾病、由徳之光明故也。此二句贊明履卦徳養之美、於經無所釋也。

「居五之尊」 ◎阮刻本「居九五之尊」に作るが、單疏本・廣大本・足利八行本に「九」字無し。これに従う。

「此一句」 [阮校] 閩・監・毛本同。錢本宋本「一」作「二」。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「二」字に作る。これに従う。

剛中正にして、帝位を履み、而して疚やましからず、光明なり。

〔五の徳を言ふ。〕

〔疏〕正義に曰はく、「剛中正にして、帝位を履む」とは、九五を謂ふなり。剛を以て中に處り、其の正位を得、五の尊に居るは、是れ「剛中正にして、帝位を履む」ことなり。

「而して疚やましからず、光明なり」とは、能く剛中を以て帝位に居り、疚病有らざるは、徳の光明に由るが故なり。此の二句は〈履〉卦の徳養の美を贊明するにて、經に於いては釋する所無きなり。

象曰、上天下澤、履。君子以辯上下、定民志。

〔疏〕正義曰、「君子以辯上下、定民志」者、天尊在上、澤卑處下、君子法此履卦之象、以分辯上下尊卑、以定正民之志意、使尊卑有序也。但此履卦、名含二義。若以爻言之、則在上履踐於下。六三「履」九二也。若以二卦上下之象言之、則「履」、禮也、在下以禮承事於上。此象之所言、取上下二卦卑承尊之義、故云「上天下澤、履」。但易含萬象、反覆取義、不可定爲一體故也。

「君子以辯上下定民志者」 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に拠つて、この十字を補う。

「名含二義」 ◎阮刻本「含」字を「合」字に誤刻する。廣大本「名」字を「各」字に作る。

「但易合萬象」 [阮校] [補]毛本「合」作「含」。案「含」字是也。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「含」字に作る。これが正しい。

象に曰はく、上に天あり下に澤あるは、履なり。君子以て上下を辯わかち、民の志を定む。

〔疏〕正義に曰はく、「君子以て上下を辯わかち、民の志を定む」とは、天は尊くして上に在り、澤は卑くして下に處り、君子は此の〈履〉卦の象に法り、以て上下・尊卑を分辯し、以て民の志意を定め正し、尊卑をして序有らしむるなり。

但だ此の〈履〉卦は、名二義を含む。若し爻を以て之れを言へば、則ち上に在りて下を履踐す。六三九二を履むなり。若し二卦の上下の象を以て之れを言へば、則ち「履」は禮なり。下に在りて禮を以て上に承事す。此の象の言ふ所は、上下の二卦卑尊を承くるの義を取る、故に「上に天あり下に澤あるは、履なり」と云ふ。但だ《易》は萬象を含み、反覆して義を取るは、定めて一體と爲すべからざるが故なり。

初九、素履、往无咎。

〔處履之初、爲履之始、履道惡華、故素乃无咎。處履以素、何往不從。必獨行其願、物无犯也。〕

〔疏〕正義曰、處履之始、而用質素、故往而无咎。若不以質素、則有

咎也。

初九、素に履み、往けば咎無し。

〔履〕の初に處り、〔履〕の始と爲る。履道は華を惡む、故に素にして乃て咎無し。〔履〕に處るに素を以てせば、何れに往くとして従はれざらん。必ず獨り其の願を行はば、物犯す无きなり。

〔疏〕正義に曰はく、〔履〕の始に處り、而して質素を用ふ、故に往きて咎無し。若し質素を以てせざれば、則ち咎有るなり。

象曰、素履之往、獨行願也。

〔疏〕正義曰、「獨行願」者、釋「素履」之往。它人尚華、己獨質素、則何咎也。故獨行所願、則物无犯也。

象に曰はく、「素に履むの往く」は、獨り願を行ふなり。

〔疏〕正義に曰はく、「獨り願を行ふ」とは、「素に履むの往く」を釋す。它人は華を尚び、己れ獨り質素なれば、則ち何の咎あらんや。故に獨り願ふ所を行へば、則ち物犯す无きなり。

九二、履道坦坦。幽人貞吉。

〔履道尚謙、不喜處盈、務在致誠、惡夫外飾者也。而二以陽處陰、履於謙也。居内履中、隱顯同也。履道之美、於斯爲盛。故「履

道坦坦」、无險厄也。在幽而貞、宜其吉。」

〔疏〕「九二」至「幽人貞吉」。

○正義曰、「履道坦坦」者、「坦坦」平易之貌。九二以陽處陰、履於謙退、己能謙退、故「履道坦坦」、平易无險難也。「幽人貞吉」者、既无險難、故在幽隱之人、守正得「吉」。

○注「履道尚謙」至「宜其吉」。

○正義曰、「履道尚謙」者、言履踐之道、貴尚謙退、然後乃能踐物。

〔履〕又爲禮、故「尚謙」也。「居内履中、隱顯同」者、「履道尚謙」、不喜處盈、然以陽處陰、尚於謙德。「居内履中」、以信爲道、不以居外爲榮、處内爲屈。若居在外、亦能履中謙退、隱之與顯、在心齊等、故曰「隱顯同」也。「在幽而貞、宜其吉」者、以其在内卦之中、故云「在幽」也。謙而得中、是貞正也。「在幽」能行此正、故曰「宜其吉」。

〔不喜處盈〕 阮校 閩・監・毛本同。岳本・錢本・宋本古本「喜」作「憲」。

釋文出「不憲」。○足利八行本も「憲」字に作るが、疏文が單疏本・廣大本・足利八行本ともに「喜」字に作るので、改めない。

〔者易无險難也〕 阮校 〔補〕案上文「坦坦平易之貌」、此「者」字當作

「平」。○單疏本・廣大本・足利八行本ともに「平」字に作る。

九二、道を履むこと坦坦たり。幽人なれば貞にして吉なり。

〔履道は謙を尚び、盈に處るを喜ばず、務は誠を致すに在りて、夫の外に飾る者を惡むなり。而して二は陽を以て陰に處り、謙を履むなり。内に居り中を履み、隱顯同じきなり。履道之美、斯に於いて盛んなりと爲す。故に「道を履むこと坦坦」として、險厄无きなり。幽に在りて貞なるは、宜べなり其の吉なること。〕

「疏」「九二」より「幽人貞吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「道を履むこと坦坦たり」とは、「坦坦」は平易の貌なり。九二陽を以て陰に處り、謙退を履み、己れ能く謙退す、故に「道を履むこと坦坦」、平易にして險難无きなり。「幽人なれば貞にして吉なり」とは、既に險難無し、故に幽隱に在るの人、正を守りて「吉」を得るなり。

○注の「履道尚謙」より「宜其吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「履道は謙を尚ぶ」とは、履踐の道は、謙退を貴尚^{たつと}び、然る後に乃^{はた}て能く物を踐むを言ふ。「履」は又た禮と爲す、故に「謙を尚ぶ」なり。

「内に居り中を履み、隱顯同じ」とは、「履道は謙を尚び、盈に處るを喜ばず」、然れども陽を以て陰に處り、謙徳を尚ぶ。「内に居り中を履み」、信を以て道と爲し、外に居るを以て榮と爲さず、内に處りて屈するを爲す。若し居ること外に在りても、亦た能く中を履みて謙退し、隱と顯と、心に在ること齊^{ひと}等し、故に「隱顯同じ」と曰ふなり。

「幽に在りて貞なるは、宜べなり其の吉なること」とは、其の内卦の中に在るを以て、故に「幽に在り」と云ふなり。謙にして中を得るは、是れ貞正なり。「幽に在り」て能く此の正を行ふ、故に「宜べなり其の吉なること」と曰ふ。

象曰、「幽人貞吉」、中不自亂也。

「疏」正義曰、「中不自亂」者、釋「幽人貞吉」。以其居中、不以危險

而自亂也。既能謙退幽居、何有危險自亂之事。

象に曰はく、「幽人なれば貞にして吉なり」とは、中自らは亂れざればなり。

「疏」正義に曰はく、「中自らは亂れず」とは、「幽人なれば貞にして吉」を釋す。其の中に居るを以て、危險を以てして自らは亂れざるなり。既に能く謙退して幽居すれば、何ぞ危險にして自ら亂るの事有らんや。

六三、眇能視、跛能履。履虎尾、咥人凶。武人爲于大君。

〔居「履」之時、以陽處陽、猶曰不謙、而況以陰居陽、以柔乘剛者乎。故以此爲明、眇目者也。以此爲行、跛足者也。以此履危、見咥者也。志在剛健、不修所履、欲以陵武于人、「爲于大君」、行未能免於凶、而志存於五、頑之甚也。〕

「疏」「六三眇能視」至「武人爲於大君」。

○正義曰、「眇能視、跛能履」者、居「履」之時、當須謙退。今六三以陰居陽、而又失其位。以此視物、猶如眇目自爲能視、不足爲明也。以此履踐、猶如跛足自爲能履、不足與之行也。「履虎尾、咥人凶」者、以此履虎尾、咥嚙於人、所以凶也。「武人爲于大君」者、行此威武加陵於人、欲自「爲於大君」、以六三之微、欲行九五之志、頑愚之甚。

「欲行九五之志」**阮校** 盧文弨云「志」當作「事」。

六三、眇^{すがめ}にして能く視、跛^{あしなえ}にして能く履む。虎の尾を履む。人

を啗む。凶なり。人を武いで大君と爲る。

「履」に居るの時、陽を以て陽に處り、猶ほ不謙と曰ふ、而るに況んや陰を以て陽に居り、柔を以て剛に乗ずるをや。故に此を以て明を爲すは眇目者なり。此を以て行を爲すは跛足者なり。此を以て危を履むは啗まるる者なり。志は剛健に在るも、履む所を修めず、以て人を陵武し、大君と爲らんと欲し、行ひ未だ凶を免るる能はず、而るに志五に存するは、頑の甚しきなり。」

「疏」「六三眇能視」より「武人爲於大君」に至るまで。

○正義に曰はく、「眇にして能く視、跛にして能く履む」とは、「履」に居るの時は、當須に謙退すべし。今六三は陰を以て陽に居り、而して又た其の位を失ふ。此を以て物を視るは、猶ほ眇目にして自ら能く視ると爲すが如く、明と爲すに足らざるなり。此を以て履踐するは、猶ほ跛足にして自ら能く履むと爲すが如く、之れと與に行くに足らざるなり。

「虎の尾を履む。人を啗む。凶なり」とは、此を以て虎の尾を履み、人を啗するは、凶たる所以なり。「人を武いで大君と爲る」とは、此の威武を行ひ人を加陵ぎ、自ら大君と爲らんと欲し、六三の微を以て、九五の志を行はんと欲するは、頑愚の甚しきなり。

象曰、「眇能視」、不足以有明也。「跛能履」、不足以與行也。啗人之凶、位不當也。「武人爲於大君」、志剛也。

「疏」「象曰眇能視」至「武人爲於大君志剛也」。

○正義曰、「象曰、不足以有明」者、釋「眇能視物」。目既隆眇、假

使能視、无多明也。「不足以與行」者、解「跛能履」。足既蹇跛、假使能履、行不能遠、故云「不足以與行」也。「位不當」者、釋「啗人之凶」。所以被啗見凶者、緣居位不當。謂以陰處陽也。「志剛」者、釋「武人爲於大君」。所以陵武加人、欲爲大君、以其志意剛猛。以陰而處陽、是志意剛也。

「象曰」 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い、「象曰」二字を補う。

象に曰はく、「眇にして能く視」るは、以て明有りとするに足らざるなり。「跛にして能く履む」むは、以て與に行くに足らざるなり。人を啗むの凶は、位當たらざればなり。「武人大君と爲る」は、志剛なればなり。

「疏」「象曰眇能視」より「武人爲於大君志剛也」に至るまで。

○正義に曰はく、「象に曰はく、以て明有りとするに足らざる」とは、「眇にして能く視る」を釋す。目既に隆眇なれば、假使ひ能く視るも、明多きこと无きなり。「以て與に行くに足らざる」とは、「跛にして能く履む」を解す。足既に蹇跛なれば、假使ひ能く履むも、行きて遠くする能はず、故に「以て與に行くに足らざる」と云ふなり。「位當たらざる」とは、「人を啗むの凶」を釋す。啗まれ凶とせらるる所以は、位に居ること當たらざるに緣る。陰を以て陽に處るを謂ふなり。「志剛なり」とは、「人を武いで大君と爲る」を釋す。陵武して人を加ぎ、大君と爲らんと欲する所以は、其の志意の剛猛なるを以てなり。陰を以てして陽に處るは、是れ「志意剛なる」なり。

九四、履虎尾、愬愬、終吉。

〔逼近至尊、以陽承陽、處多懼之地、故曰「履虎尾、愬愬」也。然以陽居陰、以謙爲本、雖處危懼、終獲其志、故「終吉」也。〕
〔疏〕正義曰、「履虎尾、愬愬」者、逼近五之尊位、是「履虎尾」近其危也。以陽承陽、處嫌隙之地、故「愬愬」危懼也。「終吉」者、以陽居陰、意能謙退、故終得其吉也。

九四、虎の尾を履みて愬愬たるも、終に吉なり。

〔至尊に逼り近づき、陽を以て陽を承け、懼れ多きの地に處る、故に「虎の尾を履みて愬愬たり」と曰ふなり。然れども陽を以て陰に居り、謙を以て本と爲さば、危懼に處ると雖も、終に其の志を獲、故に「終に吉」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「虎の尾を履みて愬愬たり」とは、五の尊位に逼り近づくは、是れ「虎の尾を履み」て其の危きに近づくなり。陽を以て陽を承け、嫌隙〔不和〕の地に處る、故に「愬愬」として危懼するなり。「終に吉」とは、陽を以て陰に居り、意は能く謙退す、故に終に其の吉を得るなり。

象曰、「愬愬終吉」、志行也。

〔疏〕正義曰、「志行」者、釋「愬愬終吉」。初雖「愬愬」、終得其吉、以謙志得行、故「終吉」也。

象に曰はく、「愬愬たるも終に吉」なるは、志行はるるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「志行はる」とは、「愬愬たるも終に吉」を釋

す。初は「愬愬」たりと雖も、終に其の吉を得るは、志を謙にして行ふを得るを以て、故に「終に吉」なり。

九五、夬履。貞厲。

〔得位處尊、以剛決正、故曰「夬履貞厲」也。履道惡盈、而五處尊、是以危。〕

〔疏〕正義曰、「夬履」者、夬者、決也。得位處尊、以剛決正、履道行正、故「夬履」也。「貞厲」者、厲、危也。履道惡盈、而五以陽居尊、故危厲也。

〔而五處尊〕
〔阮〕校 閩監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「尊」作「實」。
盧文弨云「實」謂陽也。◎足利八行本も「實」字に作るが、疏文に合
わせて「尊」字のままとする。

九五、夬めて履む。貞なれども厲し。

〔位を得て尊に處り、剛を以て正を決む、故に「夬めて履む。貞なれども厲し」と曰ふなり。道を履み盈を惡むも、而も五尊に處る、是を以て危し。〕

〔疏〕正義に曰はく、「夬めて履む」とは、「夬」は決なり。位を得て尊に處り、剛を以て正を決め、道を履み正を行ふ、故に「夬めて履む」なり。「貞なれども厲し」とは、「厲」は危なり。道を履み盈を惡むも、而も五は陽を以て尊に居る、故に危厲きなり。

象曰、「夬履、貞厲」、位正當也。

「疏」正義曰、「位正當」者、釋「夬履貞厲」之義。所以「夬履貞厲」者、以其位正當、處在九五之位、不得不決斷其理、不得不有其「貞厲」、以位居此地故也。

象に曰はく、「夬めて履む。貞なれども厲し」とは、位正に當たればなり。

「疏」正義に曰はく、「位正に當たる」とは、「夬めて履む。貞なれども厲し」の義を釋す。「夬めて履む。貞なれども厲し」所以は、其の位の正に當たるを以て、處りて九五の位に在り、其の理を決斷せざるを得ず、其の「貞厲」有らざるを得ざるは、位此の地に居るを以ての故なり。

上九、視履考祥。其旋元吉。

「禍福之祥、生乎所履、處履之極、履道成矣、故可「視履」而「考祥」也。居極應說、高而不危、是「其旋」也。履道大成、故「元吉」也。」

「疏」正義曰、「視履考祥」者、祥謂徵祥。上九處履之極、履道已成、故視其所履之行善惡得失、考其禍福之征祥。「其旋元吉」者、旋謂旋反也。上九處履之極、下應兌說、高而不危、是其不墜於履、而能旋反行之、履道大成、故「元吉」也。

「是其不墜於履」阮校 閩・毛本同。監本「履」作「禮」。下「履道大成」

同。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「禮」字に作るが、「履」字が正し。

上九、履むを視て祥を考す。其の旋るときは元吉なり。

「禍福の祥は、履む所に生じ、履の極に處り、履道成る、故に「履むを視て」祥を考すべきなり。極に居りて說に應じ、高くして危ふからざるは、是れ「其の旋る」なり。履道大いに成る、故に「元吉」なり。」

「疏」正義に曰はく、「履むを視て祥を考す」とは、「祥」は徵祥を謂ふ。上九「履」の極に處り、履道已に成る、故に其の履む所の善惡得失の行を視、其の禍福の徵祥を考す。「其の旋るときは元吉」とは、「旋」は旋反を謂ふなり。上九「履」の極に處り、下「兌」の說に應じ、高くして危ふからざるは、是れ其の「履」に墜ちずして、能く旋反して之れを行ひ、履道大いに成る、故に「元吉」なり。

象曰、「元吉」在上、大有慶也。

「疏」正義曰、「大有慶」者、解「元吉」在上之義。既以「元吉」而在上九、是大有福慶也。以有福慶、故在上元吉也。

象に曰はく、「元吉」上に在り、大いに慶有るなり。

「疏」正義に曰はく、「大いに慶有り」とは、「元吉」上に在るの義を解す。既に「元吉」にして上九に在るを以て、是れ大いに福慶有るなり。福慶有るを以て、故に「上に在り」て「元吉」なり。